

さいたま市地域公共交通協議会東西交通専門部会設置規程

(設置)

第1条 この規程は、さいたま市地域公共交通協議会条例（平成29年さいたま市条例第53号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、さいたま市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の専門部会として、東西交通専門部会（以下「部会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務について専門的な協議又は調整を行うものとする。

- (1) 平成28年交通政策審議会答申第198号に位置付けられた東西交通大宮ルートに関する事項
- (2) その他部会が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会を組織する委員（以下「部会員」という。）は、協議会の委員の中から、協議会の会長が指名する。

(任期)

第4条 部会員の任期は、協議会の委員の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 部会員が欠けた場合の補欠部会員の任期は、前任者の残存任期とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは

意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の報告)

第7条 部会長は、部会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

(会議の公開)

第8条 部会は、原則公開するものとする。ただし、部会長が認めるとき、又は部会が公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、都市局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年7月8日から施行する。